

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 16 件

厚生年金関係 16 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年2月26日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月26日から62年5月1日まで

私は、申立期間及びその前後を通して洋菓子販売を行う営業所で勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当該営業所は、A社に代わって、B社が経営することになり、当該営業所も移転したが、私は変わらず勤務し、申立期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を通して、A社又はB社のいずれかで勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであると主張しているところ、両社のそれぞれの同僚の供述、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び法人登記簿の記録から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年2月26日から同年5月25日までの間は、A社で勤務し、同年8月頃から62年5月1日までの間は、B社でそれぞれ勤務していたことがうかがえる。

2 申立期間において、申立人がA社で勤務していたことがうかがえる期間（昭和61年2月26日から同年5月25日まで）のうち、昭和61年2月26日から同年4月1日までの期間について、同年7月頃まで申立人と一緒に洋菓子販売を行う営業所で勤務形態に変更無く勤務していたと供述し、かつ同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日（昭和61年2月26日）及び雇用保険の被保険者記録における離職日（昭和61年5月25日）が、いずれも申立人と一致している同僚から提出された給与明細書並びに給与支払明細によると、当該同僚は、給与から同年2月及び同年3月の厚生年金保険料

を控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 2 月 26 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 61 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、12 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は昭和 61 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、平成元年 12 月 3 日に解散している上、事業主の連絡先は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間において、申立人が A 社で勤務していたことがうかがえる期間（昭和 61 年 2 月 26 日から同年 5 月 25 日まで）のうち、昭和 61 年 4 月 1 日から同年 5 月 25 日までの期間について、申立人が、同社で勤務していたことは確認できるものの、前述の同僚から提出された給与明細書及び給与支払明細において、当該同僚は給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる上、当該同僚等から申立人の保険料控除についての具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間のうち、昭和 61 年 5 月 26 日から同年 8 月頃までの期間について、申立人が、雇用保険の被保険者記録における離職日（昭和 61 年 5 月 25 日）より後に、A 社で勤務していたことを確認できる供述又は関連資料は見当たらず、同社が、申立人の主張する洋菓子販売を行う営業所の経営に関与しなくなった時期も確認できない上、前述のとおり、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、解散しており、事業主の連絡先は不明であることから、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除についての関連資料及び供述を得ることができない。

また、B 社は、商業法人登記簿上、昭和 61 年 8 月 23 日に設立された記録となっており、申立人が当該期間において、同社で勤務していたことを確認できる供述又は関連資料は見当たらない上、同社の事業主は、「当時の資料を保管しておらず、申立人の勤務及び保険料控除については不明である。」と回答しており、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除についての関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間において、申立人がB社で勤務していたことがうかがえる期間（昭和61年8月頃から62年5月1日まで）について、オンライン記録によると、同社は、昭和62年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間において、適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和61年9月17日に、夫の健康保険の被扶養者として認定を受けていることが確認できる。

さらに、申立人と同様に昭和62年5月1日に、B社における厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚及び別の同僚の妻は、それぞれ、「同社で働き始めて、途中から厚生年金保険に加入したと思う。加入するまでの期間については、同社を辞めた後に国民年金保険料を遡って納めた記憶がある。」、「夫は、同社で厚生年金保険に加入する以前から勤務していたが、その間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しているので、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述している。

加えて、前述のとおり、B社の事業主は、当時の資料を保管しておらず、申立人の同社における勤務実態及び保険料控除についての具体的な供述を得ることはできない。

このほか、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA社及びB社における厚生年金保険被保険者として、昭和61年4月1日から62年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで
昭和45年9月からA社に勤務して以来、関連会社を含め、平成12年12月まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、事業所及び健康保険組合の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和47年9月1日に同社からC社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年8月の随時改定に係る社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 24 日

A社で勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された、申立人に係る給与及び賞与の記録を記載した総合データ一覧表（平成17年分）並びに同僚から提出された申立期間の賞与明細書により、申立人は、申立期間において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の総合データ一覧表において確認できる賞与額及び当該一覧表の社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、届出を行っていなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された個人経歴記録表及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録によると、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和34年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川厚生年金 事案 1010

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された個人経歴記録表及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録によると、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和33年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川厚生年金 事案 1011

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社人事部の回答及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録によると、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和33年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川厚生年金 事案 1012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された個人経歴記録表及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録によると、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和33年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川厚生年金 事案 1013

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社本社人事部の回答及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録によると、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和33年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川厚生年金 事案 1014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和42年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月21日から同年11月1日まで

私は、昭和42年3月21日にA社に入社し、45年7月20日に退職するまで、同社に継続して勤務していた。

しかしながら、昭和42年10月21日付けで、A社本社から同社C工場に異動した際の厚生年金保険の記録に1か月の欠落が生じているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和42年10月21日にA社本社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和42年11月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月15日

平成19年6月15日にA社から支給された賞与について、賞与支払届の提出が遅れ、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年6月15日にA社から申立人に支給された賞与について、同社から提出された申立人に係る平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月9日に賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年6月15日

平成19年6月15日にA社から支給された賞与について、賞与支払届の提出が遅れ、年金記録に反映されていないため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年6月15日にA社から申立人に支給された賞与について、同社から提出された申立人に係る平成19年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、標準賞与額(30万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月9日に賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川厚生年金 事案 1017

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社本社人事部の回答及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録によると、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和33年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川厚生年金 事案 1018

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社本社人事部の回答及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録によると、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和33年10月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 34 年 5 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社人事部の回答及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録によると、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和33年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社人事部の回答及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録によると、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和33年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

私は、A社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社人事部の回答及び申立人に係る雇用保険の被保険者記録から、申立人は、同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、オンライン記録によると、同社C営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和34年6月1日であることが確認できる上、同社本社人事部は、「申立期間当時、C営業所の社員は、同営業所が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、B営業所で同保険に加入していたのだと思う。」と供述していることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和33年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出を誤ったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

A社に入社して間もない昭和52年4月頃、父親から「年金が繋がってないと将来年金を受けるのに都合が悪いので、国民年金保険料を納付したほうが良い。」と言われたため、B町役場で国民年金の加入手続を行い、その場で現金により申立期間の保険料を納付したと記憶している。当時の窓口でのやり取りなど詳細なことは記憶していないが、同町役場に行って保険料を納付したことは間違いない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付するためには、その前提として国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム上、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間当時、住民登録していたB町（現在は、C市）の国民年金被保険者名簿においても申立人に係る同名簿は見当たらず、申立人が唯一所持する年金手帳に国民年金手帳記号番号及び申立期間に係る国民年金被保険者資格記録が記載されていないことなどを踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が定かでない上、申立人に国民年金の加入手続を勧めたとする申立人の父親は既に亡くなっており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 8 月 1 日まで
② 昭和 43 年 1 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
④ 平成 2 年 4 月 1 日から 4 年 4 月 1 日まで
⑤ 平成 5 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑥ 平成 7 年 4 月 1 日から 13 年 3 月 1 日まで
⑦ 平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 3 月 1 日まで

日本年金機構から送付された年金記録の標準報酬月額は、私が記憶している給与の総支給額より低いので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社に勤務していたとしているところ、申立人と一緒に入社して業務内容及び給料がほぼ同じであったとする同僚の申立期間に係る標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票によると、申立人とほぼ同額であることが確認できる上、当該同僚は、「申立人とは一緒に入社したので、給料は同じくらいであった。自分の年金記録は合っていると思う。」と供述している。

また、A社は、昭和 48 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主は既に死亡していることから、申立期間当時の申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票において、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当

該記録に不自然な点は見当たらない。

申立期間③、④、⑤、⑥及び⑦について、申立人は、B社に勤務していたとしているところ、申立人が同社に在籍していた全期間において共に在籍していた同僚は、「私自身の年金記録は実際に受けていた給与の支給総額に基づく記録となっており、不審な点はない。」と供述している。

また、申立期間③、④及び⑤について、B社は、「関係書類については、文書保存期間が経過し、廃棄処分を行っているため提出できない。」と回答しており、当時の申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

一方、申立期間⑥及び⑦については、B社から雇用契約書及び賃金台帳等が提出されたが、これらに基づく報酬月額及び厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録と一致している。

また、平成7年以降にB社における社会保険事務を担当していた同僚は、「実際の給与支給総額に基づく標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に行い、届け出た標準報酬月額に基づいた保険料を控除しており、誤りは無い。」と供述している。

このほか、申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から 47 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 45 年頃から 48 年頃まで、A社に勤務していたが、一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の被保険者記録があつて、私には同被保険者記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社における入社時期と厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期について、複数の同僚が、「昭和 44 年頃に入社したが、46 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」、「昭和 45 年頃に入社したが、48 年 7 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」、「昭和 45 年 6 月に前の事業所を退職して、すぐに同社に入社したが、46 年 4 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」旨供述している上、同社で勤務していた同僚として、複数の同僚が名前を挙げた者の中には、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が見受けられる。

また、A社の元事業主は、「同社は、既に倒産しているため、申立人の勤務実態や保険料控除に関する資料は残っていない上、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させておらず、社会保険事務担当者が社会保険の加入について判断していたが、当時の社会保険事務担当者は、既に亡くなっているため、加入手続や保険料控除については不明である。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認す

ることができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間及びその前後において申立人の氏名は見当たらず、健康保険整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。